

研究・調査プロジェクト報告 1

〈社会と宗教PT〉

貧困問題を考える (子どもの貧困・高齢者の貧困)

子どもの貧困部門	研究員	鈴木是妙、	鶏内泰寛
高齢者の貧困部門	研究員	津幡法胤、	延本妙泉
助言	嘱託	山田孝行、	松田英秀

一、序論

日本で起こっている貧困問題に関する用語を取り上げてみても、生活保護、欠食児童、子どもの貧困、ホームレス、教育機会、地域間格差、ワンコールワーカー、貧困ビジネス、ネットカフェ難民、高齢者、孤独死など多種多様に亘る。老若男女、世代に関係なく貧困問題は重要な課題である。ここで全ての問題を一つずつ精査することは出来ないが、大きく二つの点に分け貧困問題を考えてみたい。一つは子どもの貧困問題、もう一つは高齢者の貧困問題である。子どもの貧困問題は、子ども本人が独自で貧困に立ち向かうことは困難であり、何らかの社会支援が求められ、それは行政任せで解決できる問題ではない。そこに寺院の関わる需要があるのか、また具体的にどのように関わる事が出来るのかを探りたい。

さらに、高齢者の貧困問題は、既に寺院において孤独死や遺骨放置問題が起こっている。「下流老人」という言葉

が注視される現代において、社会的な現状を考察し、寺院の役割について考えてみたい。

二、貧困の定義

貧困問題を扱うニュースへの批判の中で、「貧困の捏造だ」「貧困ではない」と問題になることがある。なぜこのような事態が発生するのだろうか。

我々は貧困というと、「必要最低限の生活水準を維持するための食糧・生活必需品を購入できる所得・消費水準に達していない絶対貧困者。世界銀行では一日の所得が一・二五米ドルを貧困ラインとしている（二〇〇八年基準）」という絶対的貧困を考えるのではないだろうか。確かに日本は絶対的貧困の面からみると経済評論家の池田信夫氏が「日本の貧困層は世界でもっとも豊かである。日本の下位二〇%の人々の所得は、他の地域の最貧層の七倍以上である」と語るように、皆無に等しいと言っても過言ではない。では、日本で取り沙汰されている貧困問題とは如何なるものなのだろうか。日本の貧困問題は、一般に相対的貧困問題を指す。相対的貧困とは「OECD（経済協力開発機構）では、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って算出）が全人口の中央値の半分未満の世帯員を相対的貧困者としている。相対的な基準であるため、景気が良くなれば貧困ラインは上昇し、景気が悪くなれば貧困ラインが下がる。多くの先進国ではこの「相対的貧困」を指標としている相対的貧困率は、単純な購買力よりも国内の所得格差に注目する指標であるため、日本など比較的豊かな先進国でも高い割合が示される。」のことである。相対的貧困率は、多くの先進国で公式指標として採用されており、参考にすべき数値と言える。国際的に見ても、二〇〇九年のデータでは、日本の相対的貧困率は先進国に限るとアメリカ、スペイン、イタリアに続くワースト四位となっている。ちなみに、厚生労働省のデータによると平成二十四年（二〇一二年）の日本の貧困線は、等価可処分所得の中央値二四四万円の半分、個人単位で一二二万円（月額一〇一、六〇〇円）未満であり、親子二人世帯で一七三

万円（月額一四四、一六六円）、三人世帯では二〇万円（月額十七五、〇〇〇円）、四人世帯では二四五万円（月額二〇四、一六六円）未満である。等価可処分所得とは世帯の収入から税金・社会保険料等を除いた手取り収入を世帯人数で計算した値である。日本の相対的貧困率は一六・一％となっており、約六人に一人という割合になる。これは、データを取り始めた一九八五年以降最悪の数字である。

このことを踏まえた上で、①子どもの貧困問題、②高齢者の貧困問題を考えていきたい。

三、子どもの貧困問題

非正規雇用と貧困

日本の相対的貧困率同様、子どもの相対的貧困率も一六・三％と日本全体の約六人に一人（三二五万人）が貧困にあることが明らかとなった。このことから子どもの貧困は、親の貧困に直結していることがわかる。つまり、親の雇用にも問題点があるのではないかと考えられるのである。

パートやアルバイトなどを含む非正規労働者の割合は毎年増加の傾向にある。二〇一四年の全労働者は、五二四〇万人、その内、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託などの非正規労働者は一九六二万人となっている。非正規労働者の割合は一九八四年に一五・三％であったが、二〇一四年には三七・四％と大幅に上昇していると言える。実に労働者の三人に一人以上が非正規労働者となっている。正規雇用を望んでいながら不本意にも非正規雇用を強いられている割合も増加し、貧困が貧困を連鎖する負のスパイラルが生じていると言える。二〇〇五年のSSM調査をみると結婚においても、若年男性の未婚率が正規労働者で五〇・九％であるのに対し、非正規労働者では八〇・四％と高く、子供のいる割合もそれぞれ四〇・〇％、一五・二％であったことを考えるとさらに低下の傾向にあるのではないかと推測される。非正規労働者にとっていかに子育てが困難な状況かわかる。

母子家庭の子どもの貧困

日本における貧困状況にある子どもの多くが、ひとり親世帯に属する子どもであり、国際的に見てもひとり親世帯の貧困率は五十八・七%と突出しており、OECD諸国の中で最悪となっている。二〇一三年における女性の給与平均は二七二万円と低く、男性の平均給与五一一万円と比べると二三九万円の格差が生じている。非正規雇用の多い母子家庭ではさらに給与平均は低くなり一八二万円で、相対的貧困状況に陥っていることが容易に想像できる。

教育機会からくる学歴格差

学歴取得が自身の出身階級と離れて得ることができるのであれば、教育機会の平等が保たれていると言える。ここでは、階級からくる教育機会は保たれているかを見てみることにする。

高度経済成長を背景に一九七五年には男女ともに高校進学率は九〇%を超える水準に達した。しかしながら教育機会を得るには、その背景に家庭の経済力がある。二〇〇八年の平均収入は四三〇万円、中央値は三八七万円、日本の労働者における一番給与が集中する中央値の月額給与に換算すると三三二、五〇〇円である。子供の教育費の月平均は、公立幼稚園で一八、六〇九円（五・七七%）、私立幼稚園で四五、一五五円（一四・〇〇%）、公立小学校で二五、六三一（七・九五%）、私立小学校で一六、一四五円（三・六、〇一%）、公立中学で四〇、一〇九円（一一・四四%）、私立中学で一〇三、〇三六円（三・一・九五%）、公立高校で四二、九四〇円（一三・三二%）、私立高校で八一、三六三円（二五・二三%）、国立大学（自宅）で九〇、九六七円（二八・五八%）、国立大学（下宿）で一一、〇八三円（三四・四四%）、私立大学（自宅）で一〇七、八一七円（三三・四三%）、私立大学（下宿）で一六四、七〇〇円（五一・〇七%）となっている。

私立小学校、私立中学校、私立大学では家計に占める割合が三〇%以上、私立大学（下宿）では五〇%以上となり、

かなり負担が大きいことがわかる。これは、子供が一人の場合であり二人以上の家庭や賃貸、ローンなどを抱えている場合には、私立での教育機会を与えることは実際には困難と言えるだろう。プチ貧困と呼ばれる層では、その割合はさらに一〇%以上増加し、貧困層では三〇%以上の増加となる。そうなると現実的に教育機会を与えられないことになる。また、貧困層の私立大学（下宿）では、一〇二・一四%と収入を超えている。二〇一四年の日本学生支援機構の調査によると、大学生の五二・五%が何らかの奨学金を利用しているという結果がでている。仮に日本学生支援機構で国立大学（自宅）第一種（無利息）の場合を考えると月額四万五千円奨学金の借り入れとなり、大学四年間で二二六万円となる。返済は、月額一二、八五七円で十四年の長期に亘る返済が生じる。これは、日本学生支援機構では、一番借り入れの少ない場合であり、一番多い月額一二万円で大学六年間の第二種（三%の利息）の借り入れを見ると月額四八、四四六円で二〇年の返済となる。夫婦とともに奨学金の返済が生じると、家計に締める奨学金返済の割合がかなり大きくなる。近年では、就職の失敗や転職の繰り返しにより、この奨学金を返済できない若者たちが増えているという現状もある。

このような現状を考えると実際には教育の達成には賃金の優位さが伴い、出身階級の関係を断ち切ることは困難であるといえる。刈谷剛彦氏は『階層化日本と教育危機―不平等再生産から意欲格差社会へ』（二〇〇一年）の中で「いまや私たちは、そうした努力主義、より正確にいえば、努力≡平等主義がひとつのイデオロギーにすぎないと指摘できる。教育達成における「結果の不平等は」、努力の差異のみによってもたらされるものではない。出身階級の影響を受けた努力の不平等も、そこに介在していると考えられる」とし、社会での教育による階級の「再生産」が生じていると指摘している。

生活保護と奨学金

よく貧困問題で論議されることのなかに、「個人が努力し奨学金などを利用して進学をすれば貧困から抜け出すことが出来る」と考えることがある。しかしながら現実的にはどうなのだろうか。東京都の発表によると、平成二十五年度の高校卒業生数のうち、生活保護を受けていて、大学や専門学校に入学した人の割合が二十二・八パーセントとなっている。大学への進学率が五十六・八パーセントであることから考えると半分以下の進学率であり、いかに少ないかがわかる。その理由として、これまでは奨学金を借り入れると、それが収入とみなされ生活保護費からその分が引かれてしまっていた。そうになると、奨学金を借り入れ進学することで生活が困窮してしまい、学費が支払えないため進学を断念せざるを得なかったのである。

生活保護費ができた当時、生活保護費の中からは義務教育までの費用しか適用されなかった。しかし、その後高校進学率が九十パーセントを超え、誰もが高校へ進学する時代となったことから高校までの費用に適用されるようになったが、これまで大学進学はその範囲内からは省かれていたためである。

大学進学が全く叶わないのかというと、二十二・八パーセントの進学率があることからそうではないことがわかる。例外があり、大学や専門学校への進学が、その世帯の自立助長につながると認められる場合には、一定の条件を満たせば進学が可能となる場合がある。まずは、福祉事務所と相談し、進学の意志を明確にし、更にこの進学が将来世帯自立に繋がることを認めてもらう必要があるのである。その上で進学する本人の世帯分離を役所に適用してもらうことが必要となる。勿論、生活を共にする者が減少するわけなので、その分の生活保護費は減少するが、世帯分離をした本人はバイトをしたりして収入を得ることが可能となり、奨学金を借入し、大学の入学金や授業料を支払うことが可能となる。世帯分離が適用されると、世帯分離者本人は健康保険に入る必要があり、医療費は3割負担となるなどクリアしないといけない事項はあるが、進学することは困難ながら可能となる。

現在、生活保護世帯も進学がより可能となるように議論が進んでいる。平成二十八年五月十三日の衆院厚労委員会、石井淳子局長は「奨学金を大学進学や就職のための転居費用にあてた場合も生活保護費の減額対象外とする」と明言している。次年度には奨学金は生活保護の減額対象外になるかもしれない。

相対的貧困がもたらす問題

よく相対的貧困は、国ごとの経済力により変動するので、どんなに頑張っても相対的貧困は無くならないので、個人の努力不足だとか、更に節約をすべきであると考える人もあるが、これまで論じてきた内容を考えるとそのようなことで片付けられる問題ではないことがわかる。

特に気がかりなのは、貧困状況にある子どもたちは劣等感を抱くことが多く、自信、意欲、希望の喪失などを持つと言われている。それは子ども期に留まらず、その後の人生に深い爪痕を残し、かなりの確率で次世代にも影響を及ぼすと考えられる。また、健康面においても有意な差があると考えられ、気管支炎などの病気に罹る確率が高いと言われている。その他に、金銭的な問題から通院などの処置をためらう傾向があり、悪化させてしまう傾向にある。

子どもの頃に生じたこれらの「不利」が大人になってからの賃金や生産性の低さに繋がり、次世代にも貧困の連鎖を生み出している。

お寺における支援の在り方「衣食住の観点から」

子どもの貧困問題に対して、寺院はいかなる可能性を見出せばいいのだろうか。この点に、「衣食住」の観点から寺院の支援の在り方を考えてみたい。

「衣」の観点から考えると、子どもの貧困の場合は成長も早く日常の洋服は勿論、制服などの費用負担は大きな問

題である。子どもの着なくなった洋服や卒業後の制服などを譲りたいと考える方もあると思われるので、寺院が地域の渡し役になることもできるのではないかと考える。しかしながらこれには、地域の制服業者などに配慮することも必要である。

次に「食」についてであるが、先ず大きな問題は「栄養のある食事を確保」できるかである。これに焦点を向けたお寺の活動の例として、「フードバンク」や「お寺おやつクラブ」、「子ども食堂」、「ひとさじの会」などがある。「フードバンク」とは、食べられるにもかかわらず捨てられる運命の食品を企業や個人から無償で提供してもらい、生活困窮者を支援している団体や福祉団体へ無償で配布することで援助する取り組みである。「お寺おやつクラブ」はお寺にお供えされるさまざまなお供えものを経済的に困難な状況にある家庭へ配る活動である。この「フードバンク」や「お寺おやつクラブ」はどちらも「生活困窮者が食べ物の確保できること」そのものに目を向けた活動である。一方で「子ども食堂」は食べ物だけでなく、みんなと食べるということから、「食事をする環境」も提供している。

「子ども食堂」とは経済的な理由から、家で十分な食事を取れない子どもにも暖かい食事を提供する活動である。寺院には沢山のお供えが上がることを考えれば、「フードバンク」「おやつクラブ」への参加活動が一番迅速に行える活動であろう。実際に日蓮宗も「おやつクラブ」には協賛金を出すなど、その取り組みを応援している。「おやつクラブ」は、お寺に上がったお供えを、「おやつクラブ」の事務局から個々のひとり親世帯にお寺から直接お送りするシステムで、月に一度から何件に送るまで自由に選択できるといふ点も、寺院が今すぐにでも出来得る活動と言えるだろう。「フードバンク」への参加は、同じ商品の数が必要で、賞味期限に残存制限がある点で、一寺院単位で行うことは難しい。そこで、管区単位で活動をしたり、寺院の檀信徒が経営する企業などへ余剰品の提供を呼びかけることは可能ではないだろうか。学校の開設期間は給食で食事を確保できる子どもも休暇期間になると食事がとれず、やせ細ってしまうことが報告されていることを考えると、お寺で食事を提供できたり、食事を支援できれば有効な手段で

あろう。

「住」については、子どもを短期的に預かる里親制度があるが、実際にはなかなか難しい側面もあるだろう。そこで、一時的な安心できる場所の提供として寺院を寺子屋、学習室として活用することも学習支援として有効ではないだろうか。寺院を学習室として開放することで、寺院と子どもやその親、地域社会との友好な関係を築くことが可能ではないかと考える。さらに、その子どもが努力することにより所属階級の押し上げ効果を期待できるのではないかと考える。これにより将来的な生活の安定を計ることが可能となるのではないだろうか。

その他には、金銭的な支援も一つの方法であろう。政府の「子供の未来応援基金」は、子どもの支援に限っての基金であることが特徴的である。集まった支援金は、子どもの貧困対策に取り組むNPOや民間企業の運営の援助として使用される。一九六九年に発足した「あしなが育英会」は、病気、災害、自死（自殺）など道路上の交通事故以外で保護者を亡くしたり、保護者が著しい障害を負っている家庭の子どもたちの奨学金制度を設けている。「認定NPO法人カタリバ」は、教育に特に力を入れている団体である。この団体は二〇〇一年に設立され、震災や貧困によって教育の機会に瀕した日本の子どもたちのために教育支援を行っている。自分で活動することは出来なくても、このような基金や団体に寄付を行うことも実際に行える支援である。

四、高齢者の貧困問題

寺院と高齢者の貧困

月刊住職（二〇一六）の九月号に高齢者の生活困窮者についての記事が掲載されていた。その冒頭に「私し死亡の時、十五万円しかありません。火そう（葬）無いん仏にしてもらいせんか。私を引取る人がいません」という神奈川県Aさんが残した遺書の内容が書かれていた。続けて『遺書はボール紙に鉛筆で書かれていた。「縁」の文字が繰り返

返し書かれた紙も見つかった。Aさんの、生々しい声と意思。おそらくAさんは、苦しい生活の中であって、それでも「自分の死後、少しでも他人に迷惑はかけまい」と決め、懸命に十五万円を遺したのだろう。だがAさんの生前意思は、その通りには叶えられなかった。Aさんは横須賀市により無宗教で火葬され、市営の無縁墓に納骨された。その費用にAさんの遺したお金は使われず、行政が負担した。行政は特別な場合を除き、故人の通帳からお金は引き出せない。身寄りがなかったり、あつたとしても絶縁状態の場合、銀行は縁故者が出てくることを想定して口座を一時凍結するからだ。相続人がいなければお金は最終的に国庫に入る。だが、ここでお金の問題より大切なのは、社会から切り離されてしまうと自身の死後のことを決めることすらできないということだ。そして、彼らの遺骨の処理は、宗教者ではなく、行政職員が行なっている事実だろう」と書かれていた。このAさんの事例はまさに現代の一人暮らしの高齢者の実態を表しているのではないだろうか。自分でなんとか準備をしたつもりでも自分が望む死の方を選べない。貧困と孤立によって、自分で自分の死に方さえ自由にできない時代に今日本はなってきた。

貧困が孤立を生み、孤立が生きがいを奪い、身も心も痩せ細り、最終的には誰かも供養されることなく望まれない形で処理される。

高齢者の貧困

内閣府の平成二十四年版高齢社会白書によれば、六〇歳以上の高齢者の暮らし向きについて質問してみると、『心配ない』（「まったく心配ない」と「それほど心配ない」の計）と感じている人の割合は全体で七一・〇%であり、年齢別階級別にみると、「八〇歳以上」は約八割と高い割合となっている。つまり、高齢者のほとんどは今の暮らし向きに心配はないと思っている人が多い。

一方で、それとは逆に、「老後破産」や「下流老人」という言葉を耳にすることが多く、高齢者の暮らし向きが暗

いニユースが飛び交っている。「老後破産」とはNHKスペシャル取材班の「老後破産―長寿という悪夢―」によれば、「老後破産」のきっかけとなるのは、病気やケガなど、高齢になれば誰でも起こり得る事態だ。とりわけひとり暮らしで支えてくれる家族がいない場合、医療費や介護費用は重い負担となる。まだ身体の無理がきくうちには、できるだけ我慢して病院へ行かなかつたとしても、いずれ重症化したり、寝たきりになったりして、訪問介護や医療を受けなければ暮らしていけなくなる。その費用を自力で負担できない場合、生活保護を受けることになる。そうした追いつめられた状況にありながら、年金だけでギリギリの生活を続けている状況」を老後破産としている。

一方、「下流老人」とは生活困窮者支援を目的としているNPO法人ほっとプラスの代表である藤田孝典が定義した言葉である。ここでは「生活保護基準相当で暮らす高齢者およびその恐れがある高齢者」と定義しており、「あらゆるセーフティネットを失った状態」と述べている。どちらも日本国憲法第二十五条第一項に書かれてある「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ことに対して、このギリギリの生活かこれを下回る高齢者のことを指す。では、今日の高齢者が陥っている貧困問題にはどんな実態があるのだろうか。

高齢者の相対的貧困について、貧困統計ホームページを見ると、二〇一二年の六五歳以上の相対的貧困率は、男女ともに一人暮らしの男性で二九・三％、女性では四四・六％に及んでいる。また、内閣府の平成二十三年度男女共同参画白書によれば、男女別・年齢階層別相対的貧困率を見ると、男女ともに高齢期に上昇する傾向があるが、全体的に男性よりも女性の貧困率は高く、その差は高齢期になるとさらに拡大している。つまり、高齢期になればなるほど、相対的貧困は上昇する傾向にある。

厚生労働省の被保護者調査によれば二〇一四年度の高齢者の生活保護受給世帯数は過去最多の七十六万世帯に登っており、「母子」や「傷病者・障害者」、「その他」と比べて一番多い。「平成二十五年国民生活基礎調査」によれば、六十五歳以上の世帯のうち所得のすべてが年金という世帯は五割を超える。

週刊東洋経済(二〇一五)では、なぜ高齢者が厳しい状況に陥るのかについて、「最大の原因は収入の少なさだ。六十歳以上無職世帯(単身世帯を含む)の一カ月の生活費は平均二〇・七万円。それに対して年金をはじめとした実収入から社会保険料などを引いた可処分所得は一四・八万。つまり、月六万円の赤字になっている」と述べており、高齢者世帯の貯蓄や収入の少なさが貧困を招いている。これに加えて、平均寿命の上昇による医療費や介護費などの必要費用など出費が増えていることも要因である。生きるためにはお金が必要だが、生きることでお金が掛かりすぎるために貧困に陥っているというそんな矛盾した状態が今の日本の高齢者を取り巻いている。

高齢者貧困による影響

貧困は一世代だけで終わるものではない。藤田(二〇一五)によれば、貧困による悪影響として、親世代と子世代が共倒れの可能性を指摘している。筆者の試算によれば、四十代前半の家庭(給与所得者の夫一人、専業主婦の妻一人、十八歳未満の子ども一〜二人)の場合、平均給与は五六八万円で支出は年四九二万円になるので、手元に残るのは七六万になるが、仮に毎月五万円を親に援助した場合、年十六万円しか残らない計算になる。さらに、親が年をとればとるほど医療費や介護費がかさみ、それに加えて自分自身や子どもの出費が増える。その結果、子世代も老後に向けた貯蓄ができず、貧困が連鎖することになる。

高齢者貧困の世帯差

貧困統計ホームページでは、高齢者の貧困率を二〇〇六年と二〇〇九年、二〇一二年と三年間比較している。それを見ると、二〇一二年のとき、男女ともに「単独世帯」(男性二九・三%、女性四四・六%)、「ひとり親と未婚子のみ」(男性二三・一%、女性三〇・二%)が他の世帯に比べて多く、他の「夫婦のみ世帯」、「夫婦と未婚子のみ」、

「ひとり親と未婚子のみ」、「三世代世帯」、「その他」が軒並み十五%前後である。つまり、「一人暮らし」に近い世帯ほど貧困になりやすいということになる。

厚生労働省の平成二十七年版高齢社会白書によれば、六十五歳以上の一人暮らし高齢者の増加は男女ともに顕著であり、一九八〇年には男性約十九万人、女性約六十九万人、高齢者人口に占める割合は男性四・三%、女性十一・二%であるが、二〇一〇年には男性約一三九万人、女性約三四一万人、高齢者人口に占める割合は男性一一・一%、女性二〇・三%となっており、今後増加する傾向にある。そのため、貧困になりやすい世帯も増えると考えられる。

高齢者貧困の地域差

農山村と都市での一人暮らしの高齢者の違いについて比較した河合克義によれば、二〇一〇年の国勢調査を元に、ひとり暮らしの高齢者の出現率を調べた結果、全国平均率が二四・八%の中で、鹿児島県（三四・八%）、東京都（二三・九%）、大阪府（三二・二%）と順番に高かった。また、全国の自治体で調べて見ると、出現率の高い地域を島嶼と過疎地、大都市で分類すると、一九九五年では、島嶼が一八ヶ所、過疎地が一〇ヶ所、大都市が二ヶ所であったのに対し、二〇一〇年では、島嶼が一ヶ所、過疎地が三ヶ所、大都市が一六ヶ所となった。これについて、河合は大都市にひとり暮らしの高齢者が急増していることと、島嶼と過疎地のひとり暮らしの高齢者が減っているのは町村合併の影響があると指摘している。このことから、貧困問題は過疎地域だけの問題ではなく農山村でも都市でも共通の問題であることが分かる。しかし、農山村部では交通手段は不足しているが、近所付き合いなどの人間関係が保たれている一方、都市部では交通手段は便利であるが、近所付き合いなどが一切ないという状態であり、それぞれの地域によって貧困の中身が異なる。

高齢者貧困の性差

内閣府の「平成二十二年版男女共同参画白書」によれば、高齢者男性のみの世帯では三八・三%、高齢者女性のみの世帯では五二・三%にもおよぶ。つまり、単身高齢者の相対的貧困率は極めて高く、高齢者の単身女性に至っては半分以上が貧困^下で暮らしていることが分かる。しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所（二〇一二）が実施した「生活と支え合いに関する調査」では、六十五歳以上の一人暮らしの人に普段の会話の頻度を聞いたところ、最も少ない「二週間に一回以下」は男性一六・七%、女性三・九%だったことが分かった。また、所得別にみると、六十五歳未満と六十五歳以上とも、所得が低いほど「毎日」会話をする人の割合は低くなっていることが分かった。つまり、女性の方が一人暮らしは多いが、孤立状況からすると男性が抱えている問題の方がより深刻である。

以上のことから、地域差で見れば、農村部や都市部に関わらず貧困の波は訪れてきているが、その貧困の中身は異なり、地域ごとにそれぞれ深刻な面がある。世帯差で見れば、一人暮らしの高齢者が貧困率は特に高く、性差で見れば、貧困の数は女性の方が多く、実際は人付き合いがない男性の方が深刻であることが分かった。

将来に向けて計画を立てたり貯蓄をすることは非常に重要なことであるが、たとえ十分に貯蓄があつたとしても、安心はできない。なぜなら、思わぬ形で詐欺などの犯罪に巻き込まれたり、自分自身が病気や認知症になる可能性が高くなるからである。私たちは誰しもが将来すぐに貧困に陥るリスクをもっている。

藤田（二〇一五）は「同じ貧困に苦しんでいても、幸せに過ごしている人もいれば、悲惨な生活を送る人もいる。この違いは、どこから生まれるのか。わたしが相談支援の現場で常に実感するのは、『人間関係の貧富の差』が幸福度を決定するということだ。」と述べているように、幸せであるかどうかは人間関係がモノを言う。つまり、親子、家族、知人友人、それぞれの関係性があり、複数のネットワークがある人が貧困に強いことになる。

お寺における支援の在り方「衣食住の観点から」

お寺として高齢者の貧困に対して何ができるのだろうか。ネットで調べた結果では、高齢者の貧困そのものを対象とした活動は見受けられなかったが、貧困そのものに目を向けた活動は多く見受けられた。高齢者の貧困問題に対して、寺院はいかなる可能性を見出せばいいのだろうか。この点に、「衣食住」の観点から寺院の支援の在り方を考える。

「衣」についてであるが、これは子どもの貧困問題の「衣」と同じように着なくなった服をクリーニングし必要な方へ届けることが可能ではないかと思われる。生活に厳しい家庭を把握できている場合には、サイズ別に集めることもできるので有効な手段ではないだろうか。

次に食の問題であるが、例えば、東京都板橋区にある真言宗智山派南蔵院では、「南蔵院こども会」としてこども食堂を現在もやっているが、もともとはお年寄りの会食サロンである「ランチ倶楽部」という一人暮らしの高齢者を対象に行っていた。一人暮らしの高齢者は、ご飯を一人で食べていても美味しくないとことから、週に一回、みんなでご飯が食べられる場所があればと思い、高齢者の居場所作りとして作ったものが「南蔵院こども会」の前身である。この「こども食堂」の活動のように食べ物を物質的に摂るだけでなく、誰かと食べることで精神的にも栄養を摂ることは重要なことである。その他に、前述の活動とは少し異なるが、月に二回、お寺の境内に集まっておにぎりを作り路上生活者に配って歩くという、炊き出しと夜回りを行う「ひとさじの会」という団体もある。「食事を与えらる」だけでなく、「食」を通して、人と人の縁をつなぐ活動につながっている点が重要である。貧困の支援活動を通して「世代間交流」ができることも大きな効果である。

「住」の問題に目を向けてみたい。宮城県亘理郡にある「行持院」の活動はどんな人でも無条件で受け入れるお寺であり、食事から風呂まで、生活の一切が約束される。まったく収入のない人は月五、〇〇〇円が渡され、生活保護

などを受けている人は、実費として一泊五〇〇円を負担する。三〇歳代から六〇歳代の人たちが十人ほどで共同生活しており、やがては行持院を出ていきどこかのアパートに移っていく。東京都墨田区にある「ぼたらか」の活動も同様にホームレス状態の人や行き場のない人を受け入れるところである。元気な人には自立してもらい、介護が必要な人にはその人らしい余生を過ごしてもらおう活動である。自立してもらおうために一時的に預かる「仮の住まい」という意味合いだけでなく、「終のすみか」としても提供しているところである。東京都大田区にある「たちばな」の活動は妙徳ビハラーが運営している認知症の高齢者のための共同生活を行なう施設であり、定員が九名と小規模な介護施設であるが、家庭的なケアが行われている場所である。既存のお寺のストックを利用した活動というよりも大規模な投資を行なった活動であるが、地域の高齢者や生活困窮者のために開かれた活動である。これらは、「衣食住」に通じた支援をしている例である。どちらかというところ、日々の法務の傍らに活動するというよりは、生活困窮者のための活動をメインとしているところが多い。

その他に高齢者の貧困で問題になるのが、「自分が亡くなったとき」のことである。「生前準備」ということとお寺と行政が協力して行おうとしている地域もある。神奈川県横須賀市では「エンディングプラン・サポート事業」を平成二十五年七月から行っており、お寺と行政が連携した取り組みを行っている。これは市役所と葬儀社とお寺が連携して、貧困独居老人に対して支援を行う活動である。主に、市役所が対象者との相談や個人情報や契約書の保管などの管理を行い、それを葬儀社とお寺が手伝う形になっている。対象者はドナーカードのような登録カードを持っているため、生前に準備ができなかったとしても本人の意思が組めるようになっていく。また、カードを無くしたとしても登録情報は市役所の方で管理しているため、分からなくなることはない。まだ始まったばかりでこれからの事業であるが、一つの新しい官民連携の形ではある。しかし、地域によっては宗教分離を徹底しているところもあり、こうした行政とお寺との連携はなかなか難しいのが現状である。

しかしながら、内閣府が平成二十六年に全国の六十五歳以上の一人暮らし男女に行なった調査では、終末期医療について『考えている』とする者の割合が五十三・四％（「具体的に考えている」一六・六％と「少しは考えている」三六・九％の計）、葬儀について「考えている」とする者の割合が六一・二％（「具体的に考えている」二八・六％と「少しは考えている」三二・六％の計）、お墓については「考えている」とする者の割合が六〇・八％（「具体的に考えている」四二・一％と「少しは考えている」一八・七％）であった。つまり、一人暮らしの高齢者の半数以上が自分の最後について考えていないことになる。お寺が積極的に相談になることを呼びかけたり、「エンディングノート」の作成を手伝ったり、お寺が生前準備を手伝うことも高齢者の貧困対策の一つであろう。

五、総括

相対的貧困は、目に見えにくい貧困であるし、理解をしてもらいにくい貧困であるとも言える。先ず私たちはこれらの現状を把握し、困窮している子育て世帯を孤立させること無く、支援を求めやすい社会環境や地域環境を生み出していくことが重要であろう。地域が協力してのちを大切にすると、意識が必要である。行政との連携ができなくても、行政の情報をお寺で発信することは可能である。お寺でも貧困問題に対して発信することで「知らなかったことをなくさせる」のである。宗教にうるさくないところであれば、行政のチラシをお寺に置くことも可能であろう。これは単純であるが、孤立化していくと情報も届かなくなる。行政は訪ねてきた人には対応するが、訪ねてこない人は支援の必要がない人だと見なされる。お寺から地域の行政が行っている「貧困」への取り組みを調べたり、我々お寺自身が「貧困」問題について考えることによって、その情報をお寺が地域で発信することも立派な支援であると考えられる。貧困問題で一番難しいことは「人間関係」の確立であり、孤立化しないことである。悩みを相談できる人間関係ができていれば、当事者が困っていることを知るができるし、当事者の環境が悪くなった時にそれを食い止め

ることができるところである。この「人間関係」の問題を解決できるのが、やはりその地域に存在して、地域に根ざしている寺院であろう。「縁」の輪を広げていくことこそが私たち寺院としてしなければならない貧困対策の一つであろう。

貧困について取り組んでいるお寺の活動には支援と言っても様々なものがある。地域性も十分加味する必要はあるが、貧困を直接的に救うにはまず「栄養のある食事」を確保することであり、「衣食住」が安心してできることである。寺院の利点はその大きい収容力と檀信徒の組織力である。既存の「子ども食堂」やその枠をさらに貧困者全体に向けた「みんなの食堂」(仮)のような取り組みは可能な選択肢の一つではなからうか。お寺は調理場などを有していることが多く、みんなに温かい食事の場を提供することが可能である。ただし、子どもの場合には貧困世帯に限った活動にしてしまうと、その子たちがいじめの対象になったりすることも考えられるので、間口を広げた活動が重要となる。また、孤食になりがちなひとり親世帯の子どもにもみんなで作る食事は家庭感を与えられるのではないだろうか。

地域を把握した上で、各寺院で出来得る形の支援を行うことが基本であり、継続性を以て行える体制作りが重要であろう。誰もが「ほとけの子」として安穩に暮らせる社会作りに、我々も積極的に関わっていくことが、今こそ求められているのではないだろうか。

引用、参考文献

子どもの貧困

『格差』の戦後史―階級社会 日本の履歴書― 橋本健二著 河出ブックス

『教育と社会移動の趨勢』 近藤博之著 日本行動計量学会

- 『家計の教育費からみた日本の高等教育』 矢野眞和著
- 『貧困の中の子ども 希望って何ですか』 下野新聞 ポプラ社
- 『子供に貧困を押しつける国・日本』 山野良一著 光文社新書
- 『子どもの貧困―社会的養護の現場から考える―』 池上彰編 ちくま新書
- 『子どもの貧困Ⅱ―解決策を考える―』 阿部彩著 岩波新書
- 『ひとり親家族』 赤石千衣子著 岩波新書
- 『児童養護施設と社会的排除―家族依存社会の限界―』 西田芳正編著 解放出版社
- 『新パートナリーシップの家族社会学』 岡元行雄、川崎澄雄編著 学文社
- 『日本人のためのピケティ入門』 池田信夫著 東洋経済新報社
- 『チャイルド・プア―社会を蝕む子どもの貧困』 新井直之 TOブックス
- 『チャイルド・プア2―貧困の連鎖から逃れられない子どもたち』 新井直之 TOブックス
- 高年齢者の貧困
- 『月刊住職』二〇一六年九月号 興山舎
- 『平成二十五年 国民生活基礎調査』 厚生労働省
- 『平成二十四年版高齢社会白書』 内閣府
- 『老後破産―長寿という悪夢―』 NHKスペシャル取材班著 新潮社
- 『下流老人 一億総老後崩壊の衝撃』 藤田孝典著 朝日新聞
- 『貧困統計ホームページ』二〇一四年『相対的貧困率の動向…二〇〇六、二〇〇九、二〇一二年』阿部彩
- 『平成二十六年度被保護者調査』 厚生労働省
- 『週刊東洋経済』二〇一五年八月二十九日 第六六一二号 特集『下流老人』東洋経済新報社
- 『平成二十七年版高齢社会白書』 厚生労働省

- 『老人に冷たい国・日本「貧困と社会的孤立」の現実』 河合克義著 光文社
- 『平成二十二年版男女共同参画白書』内閣府
- 『生活と支え合いに関する調査(二〇一二)』 国立社会保障・人口問題研究所
- 『一人暮らし高齢者の意識に関する調査(平成二十六年年度)』内閣府